

## 登園届（保護者記入）

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いいたします。

\_\_\_\_\_ 歳児

\_\_\_\_\_ 児童氏名

該当疾患 に○	疾患名	登園の目安
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること ※【発症後5日とは】 … 発症した日は「0」とし、翌日から5日 【解熱した後3日とは】 … 解熱した日は「0」とし、翌日から3日
	溶連菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
	マイコプラズマ肺炎	
	手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がいいこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	その他 ( _____ )	

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診)において、  
症状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より  
登園いたします。

\* 保育園生活での注意事項

( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 保護者氏名

インフルエンザの出席停止期間及び登園可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし3日を経過するまで。

そのため、最短でも5日間は登園できません。

